

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
4 年 第 4 0 号	4. 9. 2 9	<p>精神障害者の保健福祉充実に関する陳情</p> <p>精神障害者とその家族及び地域社会が永年に渡って直面している課題について早期の解決を願い、陳情書を提出する。</p> <p>1. 精神保健福祉手帳 2 級保持者への特別支援策を早期に実現してほしい</p> <p>2019 年 4 月から精神保健福祉手帳（以下、障害手帳）の 1 級保持者に「マル」福の適用が開始され、お蔭様にて 1,000 名弱の精神障害者が新たに救済され、早 3 年以上が経とうとしている。一方、請願書で同時に採択された「障害手帳 2 級保持者（県内の対象者は 12,000 名余り）への特別支援策」については全く進展を見ていない。</p> <p>改めて、請願書における特別支援策の内容は次の通りである。「障害手帳 2 級保持者が受診する全科についての通院治療費の無償化にとどめ、入院関連費用は含まない」これは、茨城県精神保健福祉社会連合会にとっても苦渋の選択である。</p> <p>改めて、精神障害者が他の障害者に比べて生活困窮者が多い理由は次の通りである。（2017 年に実施した精神障害者を対象にしたアンケート分析報告書参照）①精神障害者には生活の柱となるべき障害年金の未受給者（無年金者）が多い。この背景には精神障害者は思春期以降に発症する中途障害者が多く、障害年金受給申請要件が整えられないケースが多い。この為に、他障害者より大きく受給率の格差がついている。②生涯にわたる長期の通院（時には入院も）・服薬の費用及び通院の為に交通費の負担が大きい。③長期の服薬による副作用などで、身体系疾患の治療も避けられない。④障害特性に因り、心身ともに不安定な状態にあり、常に入院等の心配がある。この為に就労率・定着率が低い。</p> <p>茨城県における 2020 年度末の障害種別の「マル福」の適用率は身体障害者 52%、知的障害者 43%、精神障害者 10%程度と推定され、障害種別間の格差は依然として大きく、そして永く続いている深刻な問題である。</p> <p>2. ピアサポート制度（精神障害者の人材育成と活用の仕組）の促進をしてほしい</p> <p>ピアサポートは、同じ課題や環境を体験する当事者がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得難い安心感や自己肯定感を得られる意</p>	一般社団法人 茨城県精神 保健福祉社会連合会 会長 兼清 紀郎	保健福祉 医療

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>義がある。</p> <p>同時に専門的な知識や経験を積んだ当事者による相談対応、地域移行支援、各種の啓発に関する活動への参加機会が広がる。</p> <p>時代の移り変わりと共に精神疾患も統合失調症主流から発達障害など多岐にわたってきている。この大きな変化に対応しながら多くの精神障害者の社会参加を促進するために、ピアサポート制度を活用した当事者による支援体制の拡充が急がれる。又、ピアサポート制度の促進のためには人材育成と同時に働く機会の創出も重要である。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムが円滑に機能するためにも研修の促進、処遇の改善などで普及の促進をお願いする。</p>		